第七号様式（船級協会が交付するもの）を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）中「（管海官庁が交付するもの）」を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）を同様式とする。

第八号様式（船級協会が交付するもの）を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）中「（管海官庁が交付するもの）」を削り、同様式（管海官庁が交付するもの）を同様式とする。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「から定期検査」の下に「（船級船（船級の登録をした国際航海日本船舶（旅客船を除く。）をいう。以下同じ。）にあっては、船級協会が法第二十条第二項の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項及び第三十条において「定期検査等」という。）」を加え、「国際航海日本船舶が、船舶保安証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了するまでの間に定期検査に合格した場合又は」を「法第十三条第六項各号に掲げる場合又は国際航海日本船舶が」に、「以降に定期検査」を「以降に定期検査等」に改める。

第二十九条第一項第一号中「除く。）が」の下に「、船舶保安証書の有効期間が満了する時において」を加え、「定期検査」を「定期検査等」に改め、同項第二号中「従事するものが」の下に「、船舶保安証書の有効期間が満了する時において、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二　法第十三条第五項の国土交通省令で定める事由は、国際航海日本船舶が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る船舶保安証書の交付を受けることが困難であることとする。

2　法第十三条第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては船舶所在地官庁に、提出し、国際航海日本船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、船級船に係る確認を受けようとする者にあっては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　船舶保安証書の写し

二　船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3　国土交通大臣又は船舶所在地官庁は、船級船以外の国際航海日本船舶に係る前項の確認を行ったときは、第二十三条第二項の規定により提出された船舶保安証書に当該国際航海日本船舶が法第十三条第五項の規定の適用を受けている旨を記載して、定期検査を申請した者に返付するものとする。

4　船級協会は、船級船に係る第二項の確認を受けた者からの申請により、船舶保安証書に当該船級船が法第十三条第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

5　第三項の規定により船舶保安証書の返付を受けた者は、当該船舶保安証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る船舶保安証書の交付を受けようとするときは、従前の船舶保安証書を、原子力船等に係るものにあっては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあっては船舶所在地官庁に、提出しなければならない。

第三十条中「第二十六条の規定により」を「従前の」に、「定期検査」を「、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶保安証書の交付」に、「当該船舶保安証書」を「従前の船舶保安証書」に改める。

第三十二条第二項中「定期検査、中間検査又は臨時検査」を「検査」に改める。

第四十条第三項中「（船級の登録をした国際航海日本船舶（旅客船を除く。）をいう。以下同じ。）」を削り、「規定する検査」の下に「（定期検査に相当するものを除く。）」を加える。

第八十一条第一項中「第二項ただし書及び第七項」を「第二項ただし書及び第九項」に改める。

第七号様式を次のように改める。

第七号様式（第二十七条関係）

船舶保安証書

INTERNATIONAL SHIP SECURITY CERTIFICATE

日本国
JAPAN

公の印章

番号　第　　号
Certification No.

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十一章の二第一規則に規定する船舶及び港湾施設の保安に関する国際規則（ISPS コード）の規定により交付する。

Issued under the provisions of the
INTERNATIONAL CODE FOR THE SECURITY OF SHIPS AND OF PORT FACILITIES (ISPS CODE)
Under the authority of the Government of Japan.

船名
Name of ship :
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters :
船籍港
Port of registry :
船舶の種類
Type of ship :
総トン数
Gross tonnage :
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number
所有者の氏名又は名称及び住所
Name and address of the owner :
会社の名称及び住所
Name and address of the Company :
国際海事機関会社識別番号
Company identification number :

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :

1　この船舶の保安システム及びいかなる保安設備も、上記の国際規則 A 部第 19.1 項の規定に基づき検査されたこと。
that the security system and any associated security equipment of the ship has been verified in accordance with section 19.1 of part A of the ISPS Code;

2　この検査の結果、この船舶の保安システム及び関連するいかなる保安設備も、全ての事項について満足なものであること並びにこの船舶が 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約第 XI-2 章及び上記の国際規則 A 部の規定に適合していることが明らかになったこと。
that the verification showed that the security system and any associated security equipment of the ship is in all respects satisfactory and that the ship complies with the applicable requirements of chapter XI-2 of the Convention and part A of the ISPS Code;

3　この船舶に承認された船舶保安規程が備え置かれていること。
that the ship is provided with an approved Ship Security Plan.

本証書は、……の定期検査に基づくものとする。
Date of initial/renewal verification on which this certificate is based ……

この証書は、上記の国際規則第 A 部第 19.1.1 項の規定による検査が行われることを条件として……まで効力を有する。
This Certificate is valid until …… subject to verifications in accordance with section 19.1.1 of part A of the ISPS Code.

この証書は、……を条件として効力を有する。